

○高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例

平成13年3月22日条例第3号

改正

平成13年12月19日条例第28号

平成17年10月7日条例第21号

高萩市花貫物産センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、花貫物産センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 山村地域の農林業の振興及び都市と農村の交流促進を図るため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
花貫物産センター	高萩市大字大能字道下1088番地 同 1089番地の2、同 1090番地の3 同 1091番地の2、同 1099番地の1 同 1099番地の2、同 1100番地の2 同 1102番地の1、同 1102番地の4

(施設)

第4条 センターの施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農林産物直売施設
- (2) 食材供給施設
- (3) 農林産物加工施設
- (4) その他施設

(センターの業務)

第5条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 農林産物、農林産物加工品及び特産品の販売に関すること。

- (2) 食材の供給に関すること。
- (3) 農林産物加工に関すること。
- (4) 都市と農村の交流に関すること。
- (5) その他設置目的達成に必要な事項

(管理の基本)

第6条 センターは、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて、最も効果的な運用をしなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 センターの管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体(以下「法人等」という。)であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が管理上必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第9条 第7条の規定による指定を受けようとする法人等は、規則に定める申請書に指定管理業務に係る計画書(以下「計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切にセンターの管理を行うことができると認める法人等を指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 計画書によるセンターの管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者の指定)

第11条 市長は、前条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(指定管理者の告示)

第12条 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、第6条に規定するもののほか、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) センターを利用するものに対し、平等かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(休業日及び供用時間)

第14条 センターの休業日及び供用時間は、次に掲げるとおりとする。

休業日	(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日を休業日とする。ただし、4月29日から5月5日までの火曜日は除く。） (2) 12月31日から翌年1月3日まで
供用時間	午前8時から午後5時までとする。ただし、12月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後4時までとする。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を設け、又は臨時に供用時間を変更することができる。

(利用料金)

第15条 センターを利用するものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、施設ごとに販売金額の20パーセントの範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(利用料金の収受)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を収入として収受させるものとする。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第17条 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管

理業務の停止を命じたときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長が臨時にセンターの管理を行うものとする。

- 2 市長は、前項に規定する場合においては、第15条第2項に規定する利用料金の額を使用料として、センターを使用するものから徴収するものとする。

(運営委員会の設置)

第18条 センターの円滑な運営に資するため、花貫物産センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長が委嘱し、又は任命する委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(損害賠償)

第19条 センターの施設、備品等をき損し、又は滅失した者は、直ちにその旨を市長に届け出て、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行し、センターの供用開始の日は規則で定める。

附 則（平成13年条例第28号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第21号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）附則第2条の規定によりなお従前の例により管理を委託している花貫物産センターの管理については、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。